

地球温暖化対策のあり方について ～温暖化対策部会報告の概要～

I 地球温暖化対策の基本的な考え方

現状
課題

- ・国際的に、長期的な排出削減が引き続き必要。
- ・省エネや再生可能エネルギー等への府民の関心の高まり。
- ・大阪・関西には新エネ・省エネの生産拠点が集積。
- ・国全体の中期的な目標や政策が未だ定められていない。
- ・国のエネルギー政策が見直される。

考え方

- ・当面は短期の具体的な対策を実施する。
- ・中期的な目標を見据えた施策を準備する。

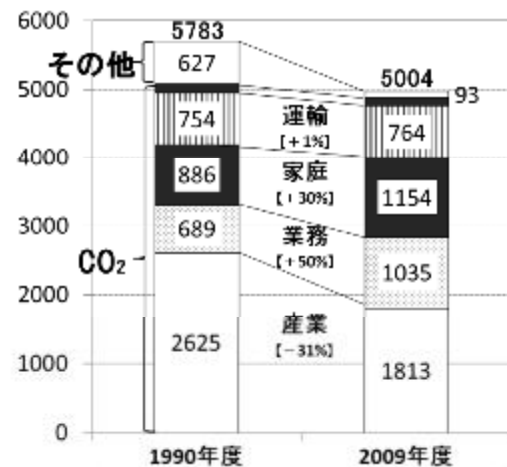


図. 府域の温室効果ガス排出量(万 t-CO2)

II 地球温暖化対策実行計画の策定

2010年度までの計画の状況

- ・2009年度の温室効果ガス排出量は、1990年度比13.5%削減で、2010年度の目標(9%削減)は達成の見通し
- ・重点対策における目標達成状況
 - 達成：エネルギー多量消費事業者の温室効果ガス排出量、低公害車・低排出ガス車の普及台数など
 - 未達成だが改善傾向：環境家計簿の取組世帯数、太陽光発電の普及台数など
 - 未達成：ESCO導入によるCO2削減量、燃料電池の普及台数など

1 計画の位置づけ

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画。
- ・環境総合計画で示された「低炭素・省エネルギー社会の構築」に向けた具体的な行動計画。

2 計画の期間

- ・中長期の見通しが立たないことから、3年程度の比較的短期間とすることが適当。
- ・国における目標や方向性などが明らかになれば、計画期間内であっても計画を見直すべき。

3 計画の目標

- ・環境総合計画の目標(国の取組みと連動し、2020年度に温室効果ガス排出量25%削減)を念頭におく。
- ・分野ごとに対策の取組み状況が適切に反映されるような指標を工夫した上で目標値を設定するとともに、全体の進捗が分かるような目標設定も行うことが望ましい。

4 各部門の取組みの方向性

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| (1) 民生(家庭)部門 | 省エネ・省資源型ライフスタイルへの転換 |
| (2) 民生(業務)部門 | 中小事業者の対策支援 |
| (3) 産業部門 | 中小事業者の対策支援 |
| (4) 運輸部門 | エコカー普及及び公共交通の利用促進 |
| (5) 資源循環(廃棄物)部門 | 3Rの推進 |
| (6) 森林吸収、緑化の推進 | 府民参加によるみどりの保全と創造 |
| (7) 再生可能エネルギー等のエネルギー関連技術の普及等 | エネルギー関連産業の支援⇒産業の振興と活性化 |

5 計画の効果的な推進

- ・現在のPDCAサイクルによる進行管理・点検評価システムは、計画の効果的な推進に不可欠である。
- ・施策の進捗状況をチェックする際には、目標の達成状況に応じた追加的取組みの検討・導入や、数値目標が立てられない施策の管理表の作成、環境総合計画を視野に入れた施策の適宜検討を進め、より一層のPDCAサイクルの強化を図っていくべきである。

III 今後の制度のあり方

大阪府における対策推進のための主な制度である「大阪府温暖化の防止等に関する条例」について、現状、課題及び対応の方向性を検討した。

1 事業活動における温室効果ガスの排出抑制

<現状・課題>

- ・省エネ法の改正により、法と条例の対象事業者に関する規定が紛らわしくなっており、事業者混乱を招く恐れがある。
- ・大阪市が新たに同様の目的の条例を制定したため、市内事業者の負担が増加する。

<対応の方向性>

- ・条例の対象事業者について、省エネ法等と整合を図る。
 - 〔現状〕 年間1,500kL以上(原油換算)の事業所を有する事業者等
 - 〔見直し案〕 事業所合計で年間1,500kL以上(原油換算)の事業者
- ・大阪市条例との関係については、適用関係を整理するとともに、届出様式を統一するなど事業者の負担軽減を図る。

2 建築物の環境配慮

<現状・課題>

- ・条例では延べ面積5,000㎡を超える新築等に係る事業者を対象としている。
- ・同様の制度を持つ多くの自治体は、延べ面積2,000㎡以上。
- ・マンションなどの販売時に環境性能を表示する任意の制度があるが、対象建築物全てが広告に表示されていない。



<対応の方向性>

- ・特定建築物の対象範囲を、延べ面積2,000㎡以上の建築物に拡大する。
- ・販売時等における環境性能効率を定量的に表示するよう、条例で義務付ける。

3 家庭用電気機器等販売事業者の努力義務

<現状・課題>

- ・省エネ法に基づく省エネラベル制度では、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気便座、蛍光灯器具等が規定されており、条例対象のエアコンを含めて、制度は既に普及している。

<対応の方向性>

- ・家庭用電気機器等の性能の情報提供は、省エネ法によっても推進できる状況
⇒ 条例の目的は達成されており、条例の規定は廃止しても差し支えない。